

タイトル	消費者被害防止月間街頭キャンペーンの実施
実践日	平成 30 年 12 月 13 日(木) 7時40分～8時10分
場所	JR沼津駅北口及び南口ロータリー周辺
担当	沼津市役所 広報広聴課 消費生活センター 直通 055-934-4841 内線 2269

内 容

静岡県は毎年 12 月を「消費者被害防止月間」としており、消費者問題への関心を高めるとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、市町、警察及び各種団体と連携・協力した啓発活動が行われます。これにともない沼津市でも次のとおり街頭キャンペーンを行い、市民に対する啓発を行います。

昨年度に引き続き、若者に向けた啓発を強化するために、沼津市立沼津高等学校の生徒も啓発に参加します。

- (1) 内 容：市民に悪質商法関連リーフレットや啓発グッズを配布して、振り込め詐欺、悪質商法などの消費者被害の防止を呼びかけます。
- (2) 場 所：沼津駅北口及び南口ロータリー周辺
- (3) 参加者：沼津市立沼津高等学校生徒、沼津市消費者協会会員、沼津市消費生活サポーター、沼津警察署生活安全課職員、静岡県東部県民生活センター職員、沼津市広報広聴課消費生活センター職員

合計 30 人程度

※沼津市立沼津高等学校生徒は、沼津駅北口のキャンペーンに参加します。
なお、当日の天候が雨天予想の際は不参加となります。